

福祉国家における優生政策の意義 ーデンマークとドイツとの比較においてー

○ 久留米大学 森永 佳江 (8031)

キーワード：福祉国家、優生政策、断種

1. 研究目的

「優生学・優生政策」といえば、ナチス政権期ドイツのものが想起される。しかし、「優生学・優生政策」の本質や実態は、その極端な例のみで論じ尽くされるものではない。近年、北欧福祉国家でも数々の優生政策が実施されていたことが明らかになったⁱ⁾。また、ドイツについても、ワイマール社会国家ⁱⁱ⁾の時代から優生政策がとられていたことが指摘され始めたⁱⁱⁱ⁾。優生学に関する研究は多数存在するが、福祉国家と優生学や優生政策との親和性について取り上げたものは多くない。そこで、なぜ福祉国家と優生政策が親和性を持つのか、福祉国家での優生政策の意義を明らかにすることを通して検証を試みる。

2. 研究の視点および方法

北欧福祉国家であるデンマーク^{iv)}と、ワイマール期の社会国家(福祉国家)を経てナチズムへ移行したドイツを比較の対象とする。不法国家としての側面に着目されがちであったナチス・ドイツについて、ワイマール期の社会国家と連続ないし共通する要素を抽出し、福祉国家の典型としてのデンマークと比較することによって「ナチズム」と「福祉国家」、「福祉国家」と「優生政策」が互いに結びつきやすい性質を持つことを明らかにできるのではないかと考える。なお、研究方法は文献研究である。

3. 倫理的配慮

文献研究であるため、引用する際には、日本社会福祉学会の研究理論指針(2010年4月1日)を遵守する。

4. 研究結果

(1)デンマークにおける優生政策の展開と国民管理の過程

1922年、「結婚および離婚に関する法律」によって、重度の知的障害者等の婚姻が禁止された。1929年には「断種に関する法」によって、性犯罪者への去勢、知的障害者等への任意断種が規定された。その後も、優生思想に基づく立法は続いたが、その背景には、障害者の「人道的」処遇のために断種を要求する障害者施設の関係者や、福祉国家が「普遍主義的」な福祉を保障するには、可能な限り福祉対象者を減らす必要があると考えた、政権与党社会民主党員ステインケの思惑があった^{v)}。

(2)ドイツにおける優生政策の展開と国民管理の過程

①ワイマール期における優生政策の展開

1918年、ワイマール共和国が誕生する。第一次世界大戦敗戦の傷跡が深く、国家構成員

の資質や出生率の向上に目が向けられた結果、社会政策に優生学的観点が入り込む。1920年には、「戸籍法」が改正され、婚姻前の医学検診を国民に促した。また、「性病撲滅法」が制定され、性病患者的の婚姻が制限された^{vi)}。

②ナチス政権下の優生政策の展開

1930年代に入ると、世界恐慌から財政難が生じ、社会保障費の削減をめぐって、誰を社会保障の対象とし、誰を排除するかという議論が繰り返された^{vii)}。その最中、ナチスが政権を掌握する。彼らは、ドイツ初の断種法「遺伝病子孫防止法」を制定すると、その後も、「帝国医務規定」の発令、「ニュルンベルク法」の採択、安楽死計画の遂行を計った^{viii)}。

このように、ワイマール期には、憲法に掲げた普遍的な福祉を保障するために、人間を「福祉に値するか否か」で選別し、値しない者の生殖を啓発等によって管理する優生政策がみられた。また、ナチス政権においては、国家とは「同種の人間の共同体」であるという考えの下、個人や子孫、共同体の健全性が要求され、民族構成員として相応しくなければ「排除」されることとなった。

以上を踏まえて、本研究では、福祉国家における優生政策の意義が、(i)優生学的見地から人間を「不良」か否か判別した上で、(ii)「不良な者」の再生産を予防する、という点にあったことを明らかにした。

5. 考察

福祉国家は、日々の暮らしを支える装置であると同時に、「福祉」の名の下に「あるがままに」生きる権利を侵害するという二面性を持つ体制であった。私たちはどのような社会を形成していくのか、1人ひとりが主体的に追求していく営みこそが、今なお私たちの傍らにある優生思想と向き合う第一歩となるであろう。

-
- i) 先行研究としては、石田祥代「デンマークにおける断種法制定過程に関する研究」東京成徳大学研究紀要 10号(2003)19頁以下、市野川容孝「福祉国家の優生学——スウェーデンの強制不妊手術と日本」世界 661号(1999)167頁以下などが挙げられる。
- ii) ドイツでいう「社会国家」は、福祉国家とほぼ同義である。すなわち、福祉国家と社会国家は、資本主義市場経済の発達に伴い発生する貧困・失業などの社会問題への取り組み、年金その他各種社会保険制度の整備、さらには教育や保健衛生の向上などに対して、ともに国家的責任をもって対処する点に共通性を見出す(保住敏彦「社会国家の概念と社会国家研究の課題」愛知大学経済論集 164号(2004)2頁参照)。なお、筆者は、ワイマール期の社会国家とボン基本法体制下の社会国家との同質性を前提とするが、この点については他日に稿を改めて詳論することとしたい。
- iii) 先行研究としては、市野川容孝「社会的なものの概念と生命——福祉国家と優生学」思想 908号(2000)34頁以下、川越修「優生学と人口政策——ヴァイマル・ドイツからナチス・ドイツへ」思想 920号(2001)99頁以下などがある。
- iv) デンマークは、ヨーロッパにおいて初めて優生政策に基づき断種法を制定した国であり、北欧において断種件数の多い国の1つでもありながら、これまで研究対象として取り上げられることが少なかった。デンマークでの先駆的な断種法制定に影響を受けた国も少なくないと考えられ、同国における優生政策の歴史を検証することは、有意義であると思われる。なお、デンマークの優生政策に関する先行研究として、石田・前掲注1)や、石田祥代・加瀬進・ニ文字理明「北欧の優生学」中村満紀男編『優生学と障害者』(明石書店, 2004)488-569頁がある。
- v) Hansen, B.S. (1996) Something rotten in the state of Denmark: Eugenics and the ascent of the welfare state/Broberg, G. and Roll-Hansen, N. (eds.) Eugenics and the welfare state: Sterilization policy in Denmark, Sweden, Norway, and Finland. Michigan state university press, at 27-30.
- vi) 市野川容孝「北欧——福祉国家と優生学」米本昌平・松原洋子・櫛島次郎・ほか『優生学と人間社会——生命科学の世紀はどこへ向かうのか』(講談社, 2000)84-85頁。
- vii) 岡田英己子「優生学と障害の歴史研究の動向——ドイツ・ドイツ語圏と日本との国際比較の視点から」特殊教育学研究 44巻3号(2006)182頁。
- viii) 米本昌平『遺伝管理社会——ナチスと近未来』(弘文堂, 1989)123-171頁。